

ながめま



第28回 青年部・女性部通常総会開催

第28回 通常総会

1月19日農協本所大会議室において、JAなごま青年部第28回通常総会を開催しました。総会では、令和3年度の事業報告・収支決算報告、令和4年度の事業計画・収支予算や役員改選などについて審議され、原案通りに承認されました。新部長には、22区角谷孝司氏が選出されました。



令和4年度の青年部役員は次の通りです。

部長	角谷 孝司 (22区) ①
副部長	富澤 正義 (13区) ②
副部長	青野 弘稔 (24区) ③
事業部会長	成田 紘一 (28区) ④
事業部会長	織田 真 (7区) ⑤
農産部会長	石川 淳志 (2区) ⑥
農産副部長	美馬 健人 (18区) ⑦
監事	近藤 克憲 (29区) ⑧
監事	清水 浩希 (5区) ⑨
参与	中野 仁登 (2区)
参与	坂森 敏宣 (21区)
参与	仲野 拓郎 (1区)
JA空知青年部連合会	
北長沼支部	
支部長	伊藤 拓郎 (7区)
副支部長	中原 博章 (4区)
南長沼支部	
支部長	鈴木 健剛 (19区)
副支部長	下里 尚也 (24区)
中央支部	
支部長	木村 将人 (16区)
副支部長	後藤 剛宏 (29区)

就任挨拶



部長 角谷 孝司

日頃より、我々青年部に対しまして皆様より特段なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、1月19日に開催いたしました第28回通常総会において、令和4年度役員及び事業収支予算についてご承認をいただき、晴れて新体制での出発となりました。

私自身、リーダーシップを発揮して、全力で青年部活動に取組んでいきたいと思っております。

昨年の営農については、雪解けが早く春作業は順調でしたが、5〜6月頃の雨の影響により播種作業の遅れなどがありました。そんな中でも米、麦、大豆など概ね平年作となりました。また、新型コロナウイルスの影響や天候の偏りなどから野菜などの価格が低下してしまうこともあり厳しい状況は続いております。

昨年の青年部活動は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、日常生活や社会経済活動

において大きな影響が発生し、青年部活動についても、多くの活動やイベントが自粛・中止となるなど、難しい年となりました。本年度も感染防止を徹底しながら、出来ることをしっかりと考え実行してまいります。また、コロナ禍において改めて国産・地場産農畜産物の重要性を認識するとともに、食と農の結びつきを考え、食農教育やサポーターづくりを強化してまいります。さらに、生産者としての自覚を高め、様々なことに目を向け自分たちの想いや考えを消費者や関連・上部組織に発信することが重要であると同時に、現状を打破する意気込みをもつことが青年部活動に求められると考えます。

① 盟友相互の親睦を深めるとともに変わり行く農業情勢を把握し、地域の担い手として積極的に組織活動を実践する。

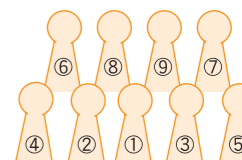
② 全盟友の力を結集し、地域の活性化に努める。

③ 青年部活動を通じて消費者や各関係団体との情報交換に努め、食と農を守るために互いの意識向上を目指す。

これらの目標を達成するため、盟友並びに各関係機関の皆様に対しまして、ご協力・ご支援を賜りますことと、本年度が幸多き豊穡の秋を迎えられますことを祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。



令和4年度 青年部役員





事業部会長 成田 紘一

この度、1月19日に開催いたしました第28回通常総会において、事業部会長を任せていただくことになり責任の重大さを感じています。一年間盟友の皆様にとって意義のある活動ができるように頑張りたいと思います。

さて、事業部では、令和4年度活動方針を以下のとおり掲げます。

令和4年度活動方針

- ①組織活動の強化
- ②情報活動
- ③農業関係誌の購読促進

組織活動の強化では、新型コロナウイルスの状況を見ながら感染防止対策を徹底し、長沼町の事業やイベント等への参加、農協職員との交流会などの活動を通じ、盟友相互の親睦や各関係機関との連携を深めていきたいと考えております。

情報活動では、情報技術プロジェクトによる勉強会や視察研修の開催、情報発信など、様々な手段を活用しながら実行してまいります。スノーメッセージでは、雪山などに私たち青年

部の想いを込めた巨大なメッセージを作り、ファームレターでは、写真などにより農業生産者のメッセージを、たくさんの人々にPRをしていきます。

農業関係誌の購読促進では、盟友の皆様に関係誌を購読していただけるように推進してまいります。

これらの活動に対して、盟友並びに各関係機関のご理解を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。



農産部会長 石川 淳志

この度、1月19日に開催いたしました第28回通常総会において、農産部会長を任せていただくことになり責任の重さを感じ身の引き締まる思いであります。青年部盟友が互いに議論を深め、ながめま農業のさらなる発展につながるよう努力していきたいと考えております。

さて、農産部では、令和4年度活動方針として以下のとおり事業を取組んでまいります。

令和4年度活動方針

- ①農産物付加価値の向上
- ②地場農産物の消費拡大活動

農産物付加価値の向上については、農産部プロジェクトを主体に農産物付加価値の向上とながめま産農産物のブランド形成事業に努めてまいります。

地場農産物の消費拡大活動においては、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しながら、野菜直売実行委員長を中心に直売活動などを通じて、安全・安心な「ながめま産農産物」を消費者と会話をしながら求められる手法で販売し、新しいことにも挑戦していきたいと思っております。

食育事業については、農業により関心を持ってもらい、農業関係人口の増加やサポーターづくりを積極的に実施してまいります。

最後に盟友並びに各関係機関の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。



女性部情報ネットワーク

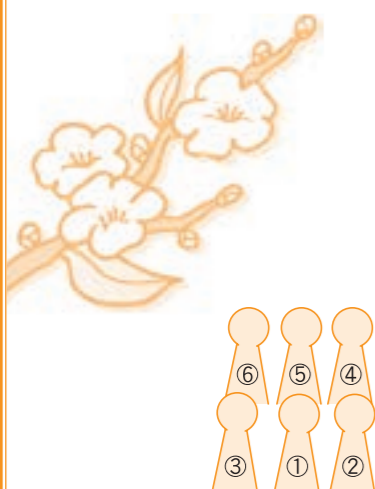
第28回 通常総会開催

1月14日に農協本所大会議室において、JAながめま女性部の第28回通常総会が開催されました。

総会は桃野部長の開会挨拶に始まり、成田代表理事組合長、斎藤町長よりご祝辞を賜った後、令和3年度事業報告・収支決算・令和4年度事業計画・収支予算や役員・理事改選などの議案について審議され、原案通り承認され、総会は無事に終了いたしました。

令和4年度の女性部役員は次の通りです。

- 部長 加藤 民子 (18区) ①
- 副部長 東山 波奈子 (25区) ②
- 副部長 佐々木 洋子 (21区) ③
- 監事 角谷 聡美 (24区) ④
- 監事 小林 美喜 (22区) ⑤
- 顧問 杉本 恵 (28区) ⑥



就任あいさつ

女性部長 加藤 民子

日頃よりJA女性部活動に對しまして特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。この度、1月14日に開催いたしました第28回通常総会において、女性部長という大役の承認をいただき身の引き締まる思いであります。

コロナ禍で各種事業が進まない中、今できることを見つけ取進めてまいります。現在女性部では、「部員の減少」「役員の成り手」などの問題も抱えています。しかしながら地域に根差す農協とともに組合員の家族として農業を支えていくこと、次世代へつなぐ持続可能な地域づくりに努めてまいりたいと思っております。「女性部に加入して良かった」と思えることが一つでもあればうれしく思います。本年が幸多き豊穡の秋を迎えられますことをご祈念申し上げ就任のご挨拶といたします。



令和4年度産米の生産の 目安の提示に係る地区 代表者会議開催

1月13日、令和4年度産米の生産の目安地区代表者会議を町民会館で開催されました。

説明事項として、①令和4年度産米の【生産の目安】の提示（案）について ②水田作付計画書の提出について ③令和4年度 産地交付金活用方法（案）について ④水田活用の直接支払交付金 見直しに関する意向調査についてなどを説明させていただきました。また、令和



女性部 ミルクに恩返し

女性部では学校が冬休みなどで牛乳の消費が減るこの時期、「#ミルクに恩返し」として総会参加者に牛乳を配布する消費活動を行いました。



JAびばい女性部来組



11月2日、JAびばい女性部役員7名とながぬま女性部役員で意見交換会を行いました。それぞれグループに分かれて、コロナ禍での事業の進め方、部

3年12月に国より示された水田活用直接支払交付金の見直しについて組合員より今後の方針などの質問がありました。長沼町地域農業再生協議会としても「米政策に関する」意見書を長沼町を通じて国に提出し、要望しています。今後、水田活用直接支払交付金の見直しの情報等がわかり次第、随時、生産者の皆様方へ周知してまいります。



員減少や役員のなり手問題など共通する話題などがあり、とても参考になりました。終盤にはレクレーションを行い親睦を深めることができました。とても良い交流ができました。

ライラック部会活動 アクリルタワシ作成

12月15日、部員15名参加で、「アクリルタワシ」を作成しました。家の光図書を参考に



タワシを作成しました。タワシは女性部総会の出席者にも配られ、とても喜ばれました。

令和4年度の事業推進員の皆さんです よろしくお願いたします

(敬称略)

区	事業推進員	区	事業推進員	区	事業推進員	区	事業推進員
1区	増田 瑞貴	9区	工藤 徳久	17区	山田 誉	25区	柳原 孝二
2区	平田 真一	10区	桃野 祥一	18区	畠 雄二	26区	桃野 浩司
3区	杉本 進	11区	吉川 安則	19区	近藤 学	27区	高橋 博樹
4区	細川 清人	12区	記虎 将吾	20区	中山 隆一	28区	鈴木 拓実
5区	得能 勇	13区	清水 幸雄	21区	細川 隆幸	29区	笠田 一浩
6区	吉田 茂	14区	山中 克人	22区	橋本 基司	30区	遣田 尚希
7区	安居 丈治	15区	高瀬 裕也	23区	中本 忠則	31区	須藤 淳
8区	大沢 統治	16区	中川 大輔	24区	尾崎 雄二	市区	宇野 政広

融雪剤散布による融雪促進



融雪は気温との関係が高く、3月上旬から融雪が急激に進みます。降雨等によっても融雪が進みますが、大部分は雪面への日射（太陽熱の吸収）と空気からの熱伝導によるものです。

融雪剤散布による雪面黒化は、高い融雪促進が期待できます。

融雪剤の散布適期は、3月1日以降早い時期が効果的。

1 融雪促進の効果

積雪量が多い年ほど融雪促進の効果が大きくなるので、3月に入ったら直ちに融雪剤の散布を行ってください。

融雪剤による融雪促進効果は、散布時期や散布後の気象条件で異なりますが、通常では7～10日程度、条件が良い場合は10～15日程度促進します。

融雪剤散布による融雪促進効果の調査

区分	融雪剤散布日	融雪日	無散布区との差
融雪剤散布区	3月1日	3月21日	10日促進
無散布区	—	4月1日	

J Aながめ調査

2 融雪剤散布量と散布方法

融雪剤の散布量の目安は下記の表を参考にして、積雪状態（雪質）や天候の推移を勘案して散布量を増減してください。

散布方法は、畑一面に均一散布よりも、ややムラまき（散布後に凸凹ができる）の方が効果が高く、かつ雪面上が凸凹の方が融雪は促進されます。

10a 当たり融雪剤散布量の目安

区分	資材名	散布量/10a
畑	防散融雪炭カル（粒） クミアイアッシュ スーパーミネカル（粒状）	各資材とも40～60kgが目安
水田	珪カル（粒状）	融雪剤として40～60kgが目安

3 早期に融雪剤の注文・確保を行いましょ

お問い合わせ 本所資材センター TEL 88 - 2307・88 - 0278



地域農業の担い手、
JA 青年組織盟友を
応援する雑誌



年2回の別冊付録は一つのテーマを掘り下げ、
わかりやすく解説

お問い合わせ 営農企画課 TEL 88-2232

令和2年産 大豆精算について

令和2年産北海道産大豆の作付面積は、前年産を200ha下回る38,900haとなりました。

一方10a当たりの収量は、前年産比106%の239kg/10aと増収したことから、収穫量は前年産に比べ4,600トン上回る93,000トンとなりました。

・入札販売

令和2年産の収穫後入札取引は12月から7月までの計8回実施され、大粒とよまさり170,000俵・小粒ユキシズカ63,000俵など合計273,000俵上場し、大粒とよまさり161,000俵・小粒ユキシズカ6,000俵など合計189,000俵が落札されました。落札率は前年産より13%低い69%となりました。

・契約栽培

契約栽培取組数量は574,334.5俵となりました。在庫実績数量1,027,919.5俵に対して56%の取組割合となりました。

・相対販売

落札残や端数ロット、その他銘柄、需要拡大先メーカー向け販売等について、182,000俵の販売推進を実施し、北海道産大豆の需要拡大を図りました。

近年の北海道産大豆の安定供給により、道産大豆の需要が増加傾向となっております。

一方、納豆小粒銘柄については、2年産が豊作で供給量が多い中、納豆メーカー中心に販売を行いました。

その結果、北海道産大豆の入札・相対・(事前値決を含む)契約栽培の、販売総平均価格は昨年より高い結果となり、9月末を以て全量販売完了しました。

令和2年産大豆精算内訳 単位:60kg/円(税込)

銘柄	品種	粒度	等級	品代		
とよまさり	トヨムスメ	大粒	2等	10,094		
			3等	9,854		
			合格	9,614		
		中粒	2等	9,719		
			3等	9,479		
			合格	9,239		
小粒	合格	8,723				
	大粒	2等	9,543			
		3等	9,303			
合格		9,063				
とよまさり	ユキホマレ	中粒	2等	9,168		
			3等	8,928		
			合格	8,688		
		小粒	合格	8,172		
			大粒	2等	9,961	
				3等	9,721	
合格	9,346					
とよまさり	とよみづき	小粒	合格	8,590		
		とよまさり	とよまどか	大粒	3等	9,610
				中粒	合格	8,995
スズマルR	スズマルR			小粒	2等	7,425
		3等	7,185			
		極小粒	3等	6,810		
ユキシズカ	ユキシズカ	小粒	2等	7,012		
			3等	6,745		
			3等	6,610		
		極小粒	2等	6,610		
			3等	6,370		
			3等	6,370		

※1円未満切捨て標記



保存要件概要		改正前	改正後	
			取引	その他
	記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	-
	通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	-
	電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	○	○	-
	システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること	○	○	○
	保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと	○	○	○
検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	-
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	-
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	-
	税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること	-	-※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。
 （参考） 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

電子帳簿の手続に関するQ&A

Q: 新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？

A: 適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5%軽減や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していただく必要があります。

Q: これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか？

A: 過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。

なお、令和4年1月1日より前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～

① 電子帳簿等保存
（電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存）

② スキナ保存
（紙で発給・作成した書類を画像データで保存）

③ 電子取引
（電子的に授受した取引情報をデータで保存）

～ 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。
 これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いいたします（スキナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。
 一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1） 一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2） 電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”の要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。
 正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

スキャナ保存の手続に関するQ&A



Q：これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってききましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続は必要ですか？
また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？

A：施行日（令和4年1月1日）以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する（又は税務当局から取消処分を受ける）までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。

なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となりますが、重加算税の10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

～ 電子取引(区分3)に関する改正事項 ～

- タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。
タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存(区分2)に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間(注)の売上高が1,000万円以下である方(小規模な事業者)について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。
令和4年1月1日以後行う電子取引について適用
- 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。
 - 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。
令和4年1月1日以後行う電子取引について適用
 - 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。
令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

電子取引の保存要件

※ 下線を付した部分が、今回改正により変更があった箇所になります。

真実性の要件	以下の措置のいずれかを行うこと ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う
可視性の要件	保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること 検索機能※を確保すること ※ 検索の検索要件①～④に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要） 保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています（改正分は随時掲載していきます）。詳しくは、**国税庁 電子帳簿保存法** で **検索**



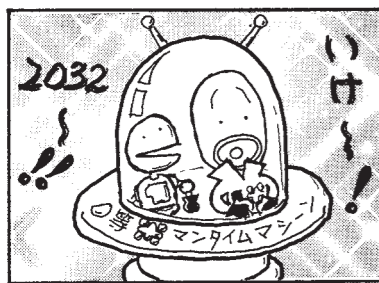
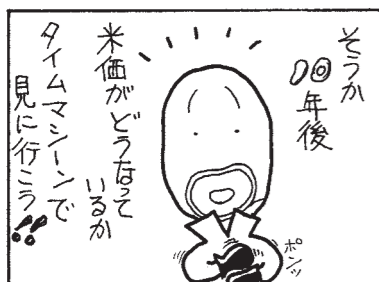
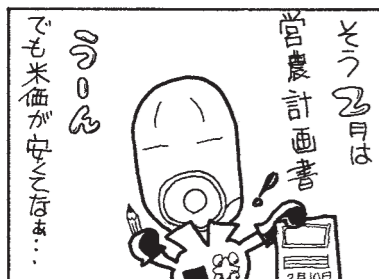
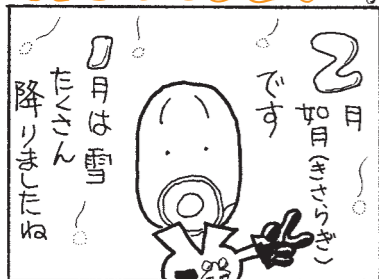
～ スキャナ保存(区分2)に関する改正事項 ～

- 税務署長の事前承認制度が廃止されました。
令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用
- タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。
 - タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
 - 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
 - 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等(注1)において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。
(注1) 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。
 - 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせることで条件を設定できる機能の確保（前頁帳簿の検索要件②及び③に相当する要件）が不要となりました。
令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用
- 適正事務処理要件(注2)が廃止されました。
(注2) 相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。
令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用
- スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。
令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用
適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

スキャナ保存要件の概要図(イメージ)



01 新井マン21



ファミモ
(株)FAMO長沼

社員募集



(株)FAMO長沼は、JAながぬまの子会社として、自動車、農機具修理販売事業、燃料・住宅機器事業、店舗事業、農産物の生産施設請負事業を行っています。

本年、農産物の生産施設で勤務をしていただける社員を募集します。

新卒者や社会人経験者も歓迎します。あなたのキャリア(経験)とスキル(技能)を活かし、一緒に働きましょう。

募集部門：生産施設請負部門
※募集人数は4～5名程度

申込方法：自筆による履歴書(顔写真添付)を郵送もしくは持参

申込期日：令和4年3月31日(木)

申込先：総務課 藤本まで(TEL 0123-88-0832)

万が一の事故にそなえて

申込期日は2月28日まで

労災保険に加入しましょう

農作業での死亡事故は北海道で年間20件前後、負傷事故は2,000件前後発生しています。万が一の事故にそなえて労災保険に加入しましょう。

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、傷害、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方であっても、その業務の実情や災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護する必要があると認められる一定の方々に対して特別に任意加入を認めています。

	特定農作業従事者	指定農業機械作業従事者
加入条件	■年間の農産物総販売額300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上の規模で、①土地の耕作、開墾②植物の栽培、採取③家畜の飼育の作業を行う自営農業者。(労働者以外の家族従事者を含みます)	■自営農業者(労働者以外の家族従事者を含みます)であって指定農業機械を使用し、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取を行う者。
作業限定	■農業者が、農作業場で行う耕作などの作業(「土地の耕作や開墾」、「植物の栽培や採取」、「家畜(家きんやみつばちを含む)や蚕の飼育作業」のうち、次のア～オのいずれかに当たる作業を行う場合(その作業に直接付帯する行為を含む) ア 農作業場で動力により駆動する機械を使用して行う作業 イ 農作業場の高さが2メートル以上の箇所で行う作業 ウ 農作業場の酸素欠乏危険場所(サイロ、むろ等)で行う作業 エ 農作業場において農薬を散布する作業 オ 農作業場において牛・馬・豚に接触し、または接触するおそれのある耕作等作業。 ※家畜は牛・馬・豚であり、羊・鶏は含みません。 ※鎌・包丁によるブロッコリー等の収穫作業中の負傷は補償の対象となりません。	■農業者が、ほ場またはほ道の作業場において指定農業機械を使用して行う作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合。 (機械の種類) ①動力耕うん機その他の農業用トラクター ②動力溝掘機 ③自走式田植機 ④自走式スピードスプレアー その他の自走式防除用機械 ⑤自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械 ⑥トラックその他の自走式運搬用機械 ⑦次の定置式機械または携帯式機械 ・動力揚水機 ・動力草刈機 ・動力カッター ・動力摘採機 ・動力脱穀機 ・動力剪定機 ・動力剪枝機 ・チェーンソー ・単軌条式運搬機 ・コンベヤー ⑧無人ヘリコプター(農薬、肥料、種子もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る) ■農業者が指定農業機械をほ場などの作業場と格納場所との間において、運転または運搬する作業(苗、防除用薬、堆肥などを共同育苗施設などからほ場などの作業場へ運搬する作業を含みます。)及びこれに直接付帯する行為を行う場合。
保険料等の額 (令和2年1月末現在)	■保険料等の額は給付基礎日額1,000円に対し、3,650円になります。	■保険料等の額は給付基礎日額1,000円に対し、1,460円になります。
	■給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算出する基礎となるものです。特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、所轄の労働基準監督署を経由して北海道労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。(給付基礎日額は3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円のいずれかとなります)	

補償対象作業の範囲が広い「特定農作業従事者」への加入をおすすめします。

加入・脱退・日額変更の手続きは、農協取引印(加入の場合は運転免許証の写等)ご持参の上、2月28日までに本所営農企画課へお申込みください。

雇用労働者の労災保険加入手続きはお済みですか？

以下の農業経営形態の場合、雇用労働者(アルバイト・パート含む)の雇用労働者の労災保険加入手続きを行わなければなりません。

- 法人経営を行っている場合
- 個人経営で、5人以上の労働者を常時雇用している
- 個人経営で、労働者を雇用しており自らが農業労災に特別加入手続きをしている

事業主が故意または重大な過失により加入手続きを怠っていた期間中に事故が発生し、労災保険が給付された場合、事業主は遡って労働保険料と併せて追徴金が徴収されるほかに、労災保険給付に要した費用の全部または一部を徴収することになります。

～詳しくは本所営農企画課へご相談ください～

万が一、農作業事故にあってしまったら…

万が一、労災の補償の対象となる範囲で農作業中に事故にあいケガをされた場合には、なるべく早く病院・薬局で受診し、労災保険で手続きする旨を申し出てください。(健康保険を使用しないように気をつけてください)

その上で、ご本人またはご家族の方が農協の営農企画課まで給付請求する旨の連絡をしてください。給付請求書がありますので必要事項を記載し、病院・薬局に提出していただくようになります。

(給付請求が遅れ、月をまたいだ場合や誤って健康保険を使用した場合、請求者の方の手続きが大変煩雑となりますのでご注意ください)



金融部 共済課 共済係

高崎 将史

【初級】

資材部 営農資材課 営農資材係

森田 竜人

【中級】

販売部 園芸蔬菜課 園芸蔬菜係

森本 純菜

【上級】

農協職員資格認定

経営相談部 経営相談課

鰐 淵 陽 祐

経営相談部 経営相談課

高瀬 智徳

農業経営診断士

資格試験合格者

理事会報告 - 第14回 -

《令和4年1月21日開催》

[議 案]

- 第1号 信用供与限度に係る承認について
- 第2号 令和3年度における理事に対する共済担保貸付の包括承認について
- 第3号 登録金融機関業務廃止に係る関係規程の削除・変更について
- 第4号 定款の一部変更について
- 第5号 コンプライアンス規程の一部変更について
- 第6号 固定資産の除却について
- 第7号 令和3年度決算見込みについて(12月末現在)
- 第8号 組合員の出資金減口について
- 第9号 決算手当の支給について
- 第10号 役員報酬審議委員の委嘱について
- 第11号 令和4年度役員報酬の諮問額について
- 第12号 農業振興対策について
- 第13号 役員改選に伴う学識経験理事及び監事(員外監事含む)候補者について

[報告事項]

1. 会議・行事報告について
2. 組合員の加入及び脱退の状況について
3. 土地価格の推移及び令和4年度農地基準価格の設定について
4. 令和4年度クミカン利率について
5. その他

以上、すべての議案について審議し原案通り承認されました。

今月の組合員数 (前月比)

組 合 員 1,579名(-3)
 正 組 合 員 811名(+1)
 准 組 合 員 768名(-4)
 正組合員戸数 642戸(-1)

農協の動き 12/21~1/21

12月

- 21日 空知管内農協組合長会議 於 空知農業会館
- 23日 J A 青年部 営農懇談会 於 農 協
- 28~29日 水田リノベーション事業申請受付 於 農 協

1月

- 7日 空知管内農協組合長会 豊穰祈願祭 於 岩見沢市内
- 11日 長沼町交通安全祈願祭 於 長 沼 社 社
- 11日 長沼町新年交礼会 於 町 民 会 館
- 11日 園芸連 長葱生産組合定期総会 於 農 協
- 12日 水田麦・大豆産地生産性向上事業申請受付 於 町 民 会 館
- 12日 園芸連 キタアカリ部会定期総会 於 農 協
- 13日 令和4年産米の生産の目安等に係る地区代表者会議 於 町 民 会 館
- 13日 事業推進員会議 於 町 民 会 館
- 13日 園芸連 契約スイートコーングループ定期総会 於 農 協
- 14日 J A 女性部 通常総会 於 農 協
- 14日 園芸連 アスパラ部会定期総会 於 農 協
- 14日 園芸連 いちご部会定期総会 於 農 協
- 15日 千歳川遊水地群完成式 於 恵 庭 市
- 18日 園芸連 ブロッコリー生産組合定期総会 於 農 協
- 18日 園芸連 きゅうり生産組合定期総会 於 農 協
- 19日 J A 青年部 通常総会(書面議決) 於 農 協
- 19日 園芸連 トマト生産組合定期総会 於 農 協
- 20日 園芸連 白菜部会定期総会 於 農 協
- 21日 監事会 於 農 協
- 21日 総務経済対策委員会 於 農 協
- 21日 理事会 於 農 協
- 21日 子会社経営協議会 於 農 協

食と農
 ひらく未来へ
 確かな目

食農のページがもっと楽しく
 食農教育の知識がいっぱいつまっています。



購読のお申し込みはJAへ



THE JAPAN AGRICULTURAL NEWS

日本農業新聞